

岩手県告示第298号

漁船損害補償法の規定による加入区の指定（昭和36年岩手県告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
広田湾加入区	陸前高田市気仙町、高田町、米崎町、小友町及び広田町	広田湾加入区	陸前高田市気仙町、高田町、米崎町、小友町及び広田町 <u>の区域</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
重茂加入区	宮古市大字重茂及び大字音部の区域	重茂加入区	宮古市重茂及び音部 <u>の区域</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
種市南加入区	九戸郡種市町大字中野、大字有家及び第1地割から第7地割までの区域	種市南加入区	九戸郡洋野町中野、 <u>有家及び種市第1地割</u> から第7地割までの区域
玉川浜加入区	九戸郡種市町玉川の区域	玉川浜加入区	九戸郡洋野町種市玉川 <u>の区域</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			